

保護司と練馬区保護司会のご案内

◎保護司は、更生保護の分野で重要な役割を果たしています。

- ・保護司は、更生保護ボランティアとして、犯罪や非行をした人が自立、改善更生して社会復帰を果たすことを助け、また、犯罪予防活動を行います。

◎練馬区保護司会は、保護司をメンバーとする団体です。

- ・保護司の活動を支え、また、犯罪予防活動を行うなど、更生保護の分野で保護司同様に重要な役割を果たしています。

保 護 司

- ★保護司は、他の一般的なボランティアと異なり、一定の要件を満たす人の中から法務大臣が委嘱します。
- ★保護司の身分は、非常勤の国家公務員ですが、無報酬です。
- ★保護司の使命、委嘱の手続、職務等は、保護司法という法律に定められています。
- ★保護司は、保護観察官と協働して活動します。保護司は、その職務に関して知りえた事項について守秘義務を負います。
- ★保護司定数は全国で52,500人を超えないものとされ、また、保護司の活動区域である保護区単位で定数が定められています。練馬保護区の定数は146人です。
- ★保護司の主な活動
 - ①保護観察を受けている人（保護観察対象者）と月に2～3回面接を行ない、指導や助言をすること（保護観察）
 - ②刑務所等にいる人が出所後に帰る場所の状況等を調査・確認等すること（生活環境調整）
 - ③毎年7月の「社会を明るくする運動」強調月間などの機会を通じておこなう犯罪予防活動
- ★保護司は、保護観察対象者にとって「相談できる人」といえます。

練馬区保護司会

- ★主に市区町村を単位とする地域（保護区）ごとに、全国で約900の「保護司会」が組織されています。
- ★保護司会は、保護司法に定められた組織であり、保護司は、自分が配属された保護区の保護司会に所属します。
- ★保護司会の活動拠点として更生保護サポートセンター（サポセン）が設置されています（練馬区施設の借用）。

保護司会の具体的な活動

- 適切・充実した保護司活動のため定例研修、刑務所等の施設訪問等の実施（保護司のスキルアップ）
- 練馬区等の関係機関、団体との連携（地域におけるネットワークづくり）
- 犯罪・非行の予防活動（「社会を明るくする運動」等）の企画、更生保護に関する情報提供
- ふれあいのある明るい地域や環境づくりを目指し、地域集会・ミニ集会の開催（犯罪予防活動）
- 学校との連携強化のため、小中学校が開催するセーフティ教室への参加（犯罪予防活動）
- 毎年1月に順彰式・新年交歓会、5月に定時総会の開催（会運営の円滑化）

人はみな、
生かされて
生きてゆく。



更生ペンギンのホゴちゃんとサラちゃん

更生保護とは

犯罪や非行をした人を
社会の中で適切に処遇し、
地域社会の理解・協力を得て、
これらの人たちが自立し改善
更生することを支援すること
により、安全安心な地域社会
をつくることを目指す活動

更生保護は、罪を償い、再出発しようとする人たちの立ち
直りを導き、助け、再び犯罪や非行に陥るのを防ぐ仕組み

◆社会内処遇とよばれ、通常の社会生活を通じて改善更生・再
犯防止を実現

◆具体的には、仮釈放・仮退院・生活環境の調整・保護観察・
更生緊急保護・恩赦・犯罪予防活動など

◆保護司は、「生活環境の調整・保護観察・犯罪予防活動（「社
会を明るくする運動」など）」を担当

◆さまざまな更生保護ボランティアが活躍

自立し改善更生するための様々な支援・再犯防止の推進

就労住居
の確保

保健医療・
福祉サービ
スの充実

学校等と連
携した修学
支援

民間協力者
の活動促進

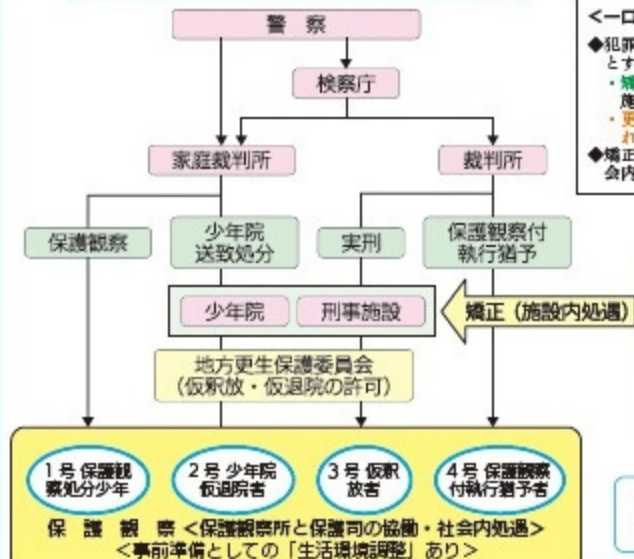
犯罪をした者
等の特性に応
じた効果的な
指導

地域による
受容の推進

等

◎刑事施設の満期出所者や保護観察終了者に対する息の長い支援が大きな政策課題

保護観察までの刑事手続



<一口メモ>矯正と更生保護

◆犯罪や非行をした人の立ち直りを目的とする活動は、次の二つに分けられる。

- ・矯正：主として刑務所や少年院などの施設内でなされる活動
- ・更生保護：主として施設外でなされる指導、援助の活動

◆矯正は「施設内処遇」、更生保護は「社会内処遇」とよばれる。



保護司のクジラ先生

(注)「4号 保護観察付執行猶予者」には「全部猶予者」と「一部猶予者」があります。

更生保護ボランティア

更生保護では立ち直りを支援する人たち (地域社会の温かい心) の存在が不可欠です

- ◆社会の中で必要な支援を受けられず、再び犯罪や非行(再犯・再非行)を重ねてしまう人たちがいます。
- ◆地域社会の中に居場所が得られれば立ち直りの可能性が高くなりますが、そうでなければ「社会から孤立⇒再犯や再非行といった悪循環」に陥る可能性が高くなります。
- ◆更生保護は、こうした悪循環を断ち切り、誰もが安全に安心して暮らせる地域社会を実現する上で重要な役割を担っています。
- ◆犯罪や非行からの立ち直りには、彼らを見守り支える人たちが(地域社会の温かい心) が欠かせません (⇒更生保護ボランティアの存在)。

更生保護ボランティア

多くの民間ボランティアが更生保護活動に参加し、貢献しています。

保護司、更生保護女性会、
BBS会、協力雇用主
など

ボランティアの連携が大きな
「地域のチカラ」となっています。

居所のない人の支援
更生保護施設・自立準備ホーム



<一口メモ>保護司以外の更生保護関係者の簡単な案内

- 更生保護女性会：女性の立場や生活経験を活かして「支援をする人」
- BBS会：様々な問題を抱える少年の「先輩・友人」
- 協力雇用主：犯罪、非行歴のために就労が困難な人たちに「働く場所を提供する人」
- 更生保護施設・自立準備ホーム：出所後居所のない人たちに「居る場所を提供する施設」

社会を明るくする運動

立ち直りを支援する輪を広げていく、これが“社会を明るくする運動”の目指す未来

- みんなが犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの改善・更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動
- 過ちを犯した人を地域の中に受け入れ、見守り、支える、地域に暮らす人たちの温かいまなざしが重要だ。
- この運動を通して、一般の人々に犯罪や非行をした人の立ち直りに向けた活動に参加してもらうことを目指しているともいえます。
- 保護司はこの運動の中心的担い手です。多くの更生保護ボランティアが参加して盛り上げています。
- 毎年7月は強調月間。練馬区でも7月に「フェスティバル」や「つどい」を開催しています。

フェスティバル

仮設ステージでのアトラクション、出展テントでの展示やバザー等、楽しいイベントでいっぱいです。



社会を明るくする運動PR



中学生の歌演奏

つどい

練馬文化センターで、練馬区長はじめ関係団体が出席しての式典、小中学生による「社会を明るくする運動作文コンテスト」入賞作品朗読、講演やアトラクションが行われます。



式典

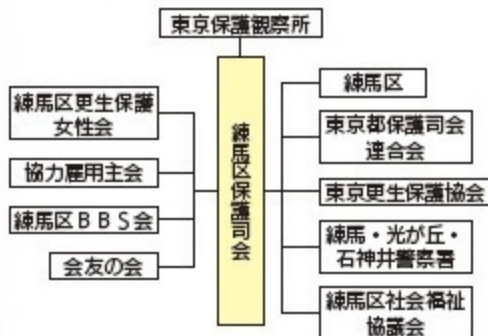


入賞作品の朗読

練馬区保護司会組織図・関係図



*練馬保護区は、5分区分で構成されています。



練馬区保護司会事務局・更生保護サポートセンター
〒176-0012 東京都練馬区豊玉北5-27-2

TEL03-6914-5578 FAX03-6914-5025

練馬区保護司会ホームページ

<https://nerimaku-hogosikai.jimdo.com/>



保護司適任者をご紹介します

保護司定年制、保護司の高齢化、新任保護司減少等により練馬区保護司会所属の保護司数は減少傾向にあります。

練馬区の保護司定員は146人ですが、充足率は十分ではなく、保護司適任者の発掘が大きな課題になっています。

そこで、皆様の周りにいらっしゃる保護司適任者をぜひご紹介ください。

保護司になるには、特別な資格は必要ありませんが、次のような条件が保護司法に決められています。

- ①社会的信望を有すること。
- ②熱意及び時間的余裕を有すること。
- ③生活が安定していること。
- ④健康で活動力を有すること。

委嘱時年齢の制限は原則ありません。

保護司の任期は2年で、再任は妨げられず、原則として76歳の前日まで保護司として活躍できます。

保護司委嘱の手続きは法務省で行うことから一定の日時を要しますので、適任者のご年齢等を踏まえて早めにご紹介いただければ幸いです。

協力雇用主になりませんか

犯罪・非行の前科・前歴のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、その改善更生に協力する民間の雇用主の方々です。無職者の再犯率は有職者の約3倍であることから、再犯や再非行を防止するために協力雇用主の存在が不可欠です。

このために、保護観察所では協力雇用主を募集しており、現在、全国で約25,000の協力雇用主が協力しています。

現在、練馬区関係では約30社の協力雇用主が登録されています。

協力雇用主には、刑務所出所者等就労奨励金や公共工事等の競争入札における優遇制度が準備されています。

実際に雇用に結び付いている件数は少なく、様々な業種の雇用主の方々の応募・登録そして雇用をお願いいたします。